

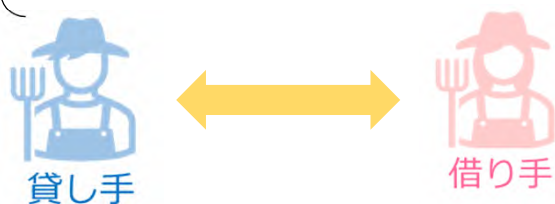
農業者の皆様へ

農地の貸し借りは、令和7年4月から、原則として農地中間管理機構経由になります！

〈 現 行 〉

相対の農地の貸借（※1）

令和7年3月までは経過措置期間として活用可能



〈 令和7年4月以降 〉

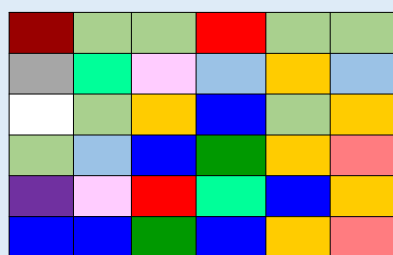
目標地図（※2）の実現に向けた農地中間管理機構による農地の貸借



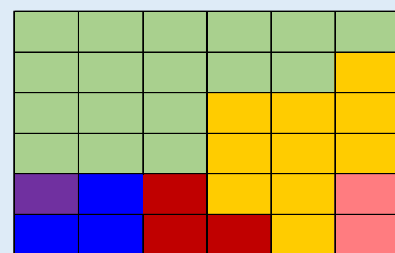
※1 市町村が作成する農用地利用集積計画

※2 目標地図：市町村の作成する地域計画において、農地一筆ごとに将来、誰が耕作するのかを示した、地域農業の未来設計図。随時更新が可能。

それぞれの農地がバラバラに混在...



農業者ごとにまとめて使いやすく！



農地の貸し借りは農地中間管理機構を経由した方法に一本化し、農地中間管理機構が分散した農地をまとめて借り受け、必要に応じて整備した上で、農地の受け手が使いやすい形で農地を貸し付けていきます！

農地の貸し借りは

農地中間管理機構へ

農林水産省・千葉県

農地中間管理機構活用には 各種メリットがあります！



貸し手のメリット

- 賃料は農地中間管理機構から確実に振り込まれる
- 貸した農地は、貸付期間終了後、返却されるので安心
- 農地中間管理機構に貸し付けた農地について、税制優遇が受けられる

借り手のメリット

- まとまった農地を長期間、安定的に借受できる
- 複数所有者から農地を借りる場合であっても、賃料支払や契約事務について、農地中間管理機構が契約を一本にまとめてくれる
- 貸し手の相続時の対応は、農地中間管理機構が行ってくれる

地域のメリット

- 機構集積協力金が交付される（使い道は地域で自由に決定）
- 農家負担ゼロの条件整備が受けられる

* 農地中間管理機構制度の詳細は、農林水産省HPをご利用ください！

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/nouchibank.html>

農地中間管理機構

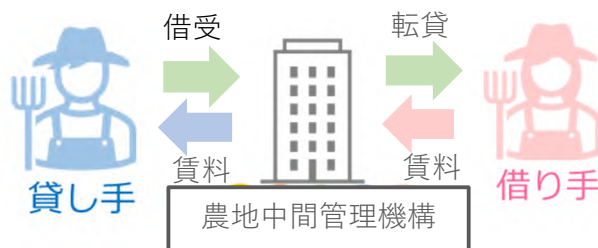
検索



農地の貸し借りのご相談は
お近くの**農業委員会**まで！



〈権利設定のイメージ〉



お問い合わせ先

(例) ○県▽市◇課□係 Tel: 000-000-0000
(例) △市農業委員会 Tel: 000-000-0000

農林水産省・千葉県